

人にはゆとりがないと、いい仕事できません。
 ゆとりなく働きすぎると、人はこわれてしまいます。
 じっさい学校では長時間労働がまん延し、
 病気による休職者は増える一方です。
 若者も教職を敬遠するようになり、
 学級担任も確保できない「教員不足」がおきています。
 このままでは学校がもちません。

こうなった原因は、教員をとりまくシステムにあります。
 教員に残業代を支給しない法律（給特法、1972年施行）の下で、教員の残業は増え続けました。
 学校の業務量にみあった教職員が配置されているのか？という問題もあります。
 子どもが学び育つためには、ゆとりをもって真剣に接してくれる教員が必要です。

教員の元気を取り戻し、 子どもの豊かな成長を！

私たちは、教育研究の成果に基づいて、この解決には少なくとも次の3つの事項が不可欠だと考えます。

- 1 教員にも残業代を支給すること
- 2 学校の業務量に見合った教職員を配置すること
- 3 これらを実現すべく教育予算を増額すること

この要望事項に賛同する方々の署名とともに提出します。政府として適切な措置を講じてください。



教員にも残業代

「残業させたら割増賃金をはらう」これは長時間労働に歯止めをかける世界の共通ルールです。ところが、52年前、公立学校教員には本給の4%分の教職調整額を支給する代わりに、「原則として残業は命じない」、「残業代は支払わない」という法律（給特法）がつけられました。しかし、実際には、学校の仕事も残業も増える一方です。裁判所も「給特法は、もはや教育現場の実情に適合していない」との判断を示しました。



業務量に見合った教員の配置

多くの教員が過労死ラインで働いています。それでも、授業準備のために十分な時間を使うことが難しいという現実があります。学校の業務量に対して、教員が少なすぎるのです。これを解消しないかぎり、教員の長時間労働は解決しません。



教育予算の増額

日本の教育予算（対GDP比）は、世界的に見てもたいへん低い水準にあります。でも、子どもに豊かな学びを保障するためには、教員を適切に配置しなければなりません。働きに見合った給与を支払うのは当然です。そのために必要な教育予算を確保することは、国の務めです。

